

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
http://www.yokota-kougai.com

第42回公害被害者総行動デー 政府交渉(6月7日)



環境省交渉



外務省・防衛省交渉



外務省・防衛省交渉

国土交通省交渉

6月7日の公害総行動の一環として毎年行われている省庁交渉の国土交通省交渉が午前10時から国土交通省において行われました。公害総行動自体はすでに42年も続いておりますが、国土交通省の交渉は昨年が初めてでした。基地の騒音問題の対策という点、防衛省、外務省、環境省が浮かび、国土交通省が何の関係があるのか、分かりにくいかもしれませんが、飛行機の管制業務は国土交通省の担当なので無関係ではないのです。

しかし、その管制業務のすべてを国土交通省が行っているのではなく、横田や岩国などの管制業務は米軍がおこなっております。戦後これまで管制業務の範囲の一部が日本に返還されたこともあります。また米軍の都合が優先される範囲も多いのです。例えば、嘉手納・普天間基地がある沖縄では、米軍の航空機を優先させているため、那覇空港に着陸する民間機が制限を受けております。具体的には、着陸するまでのある程度の距離を300メートルという低空飛行を余儀なくされております。確かにICAOという国際民間航空機関では300メートル

というのは基準を満たしているのですが、1500メートルの高度からの着陸とでは危険が異なると言われております。幸いなことにこれまで事故は起きていませんが、何百人も乗っている飛行機が危険に晒されているのです。

横田においても、平成20年に一部管制範囲が返還されたため、民間航空機の飛び方が経済的になりました。しかし、そもそも私たち国民は、横田基地の米軍の管制業務のために民間航空機が大回りをさせられることで時間・燃料も余計にかかり、経済的損失を受けていること自体あまり知らされておりました。このように日本政府は、都合が悪いことは隠しているのです。さらに返還をしてもらう努力をしているのかどうか分かりません。

今回も参加者から管制範囲の更なる返還を求めることへの強い希望が出されました。私たち一人一人の声は小さく、政府は無視するかもしれませんが、人が集まり声が大きくなれば、そして何度も声を上げることで徐々に政府の重い腰を上げさせることができるかもしれません。

そういう意味で公害総行動における省庁交渉は意味があると思いますし、今後もさらに進めていくことが必要だと思います。

【 弁護士 河津 良亮 】

環境省交渉

環境省に対しては、軍用基地周辺においても航空機騒音の環境基準を達成することや、航空機騒音が人の健康に与える医学的影響について早急に調査した上で、とりわけ低周波音については健康被害を防止するための環境基準の設定を行うこと、オスプレイのもたらす環境への影響を公表することなど、8項目の要請をしました。

これに対し、環境省からは、問題解決にむけた具体的な回答はありませんでした。騒音の健康に与える影響についても、「引き続き国内外の知見を収集していく」というだけで、具体的

にいつまで何をするかは明らかにされませんでした。また、環境基準の達成についても、基準を達成するよう防衛省に要請したというだけで、それ以上の具体的な基準達成のための取り組みの回答はありませんでした。

このような回答を受け、住民側としては、WHOのガイドラインに定められた健康被害を防止するための騒音値が守られるよう、夜間騒音の発生状況の調査を早急を実施することや、低周波音による健康被害を防止するための基準の設定を早期におこなうよう、念を押して要請しました。来年の環境省要請では、この要求が実現されているかを追求しなければなりません。

【 弁護団 佐藤 宙 】

外務省・防衛省 合同交渉

外務省・防衛省の交渉は、当方出席者も40名以上おり、また、相手方出席者も20名近くいたため、広い会議室においてなされました。午後2時から2時45分までという当初予定を大きく上回り、午後3時45分まで交渉がなされました。というのも、外務省・防衛省の方からの要請事項の回答で40分近くの時間を使われたため、予定時間で終わってしまっは、質疑応答の時間が全くとれない状況でした。そのため、当初予定より1時間多くとり、交渉を行いました。1時間多くなったとはいえ、十分な質疑ができたとはまでは言えませんが、こちらの

言い分をある程度伝えることはできたかと思えます。

私は、昨年は省庁交渉に参加できなかったため、一昨年以来の2年ぶりの参加でした。前回参加の時にも思いましたが、省庁の方の機械的な回答や淡々としゃべる様子には、我々の強い要望をあまり重視していただけていないのではないかと、という不安を覚えるものでした。時間を長くとっていただけたことはありがたいことですが、交渉で伝えたことが真に省庁の方に理解していただくことが一番の我々の願いです。今回の交渉が少しでも基地問題の解決につながることを切に願っております。

【 弁護団 小峰 将太郎 】



去る6月7日、各省庁要請行動に参加した後、全国公害被害者総行動デーの総決起集会に参加しました。今年もニッショーホールで開催され、会場は超満員の参加者で埋め尽くされ、大盛り上がりとなりました。

弁護団に加入して以来、ほぼ毎年この総決起集会にも参加していますが、私にとってこの集会は、全国で戦う仲間の原告団・弁護団との再会を「もう一年経ったのか」と喜び、また、敬意を表しあう嬉しい会であるとともに、いつまでもなくなならない公害と、解決に向けた真摯な対応をしようとする国に対し「また一年経ってしまったのか」と強い憤りを感じる会でもあります。

第2次新横田基地訴訟も、今年中には第一審判決が出るでしょう。次回の総決起集会では、全国の原告団・弁護団に素晴らしい報告ができるよう、裁判所には公正な判決を出してくれるよう期待する次第です。

【 弁護団 杉野 公彦 】

連載 18回の弁論で私たちは国側の反論にどのように再反論したか

被害についての主張

【弁護士 小林 善亮】

1 被害の訴えが裁判の基礎



この訴訟はすべて被害の事実から出発しています。すなわち、原告が飛行騒音等によってどのような被害を受けているのか、それを裁判官に具体的に示すことが、この訴訟の主張の全ての基礎となっ

ています。

騒音被害は過去には「感覚公害」とも呼ばれ、ともすれば住民の「気にし過ぎ」であるかのような過小評価も受けてきました。しかし、長年にわたって基地周辺住民が騒音被害の実態を訴え続けた結果、騒音などによる様々な被害が個人個人の感じ方の問題ではなく、法的にも違法と評価すべき深刻なものであることを最高裁も認めるに至っています。

2 被害を小さく見せようとする国の主張

国は、原告が被っている被害を小さく見せようと躍起になっています。

国は、横田基地周辺で睡眠妨害の被害が発生している事実も、睡眠妨害により健康被害が生じるリスクも認めようとしません。原告の日常生活に支障が出ていること、すなわち、飛行騒音等により、原告の電話や会話に支障があったり、テレビの音が途切れたり、勉強や知的作業をしても集中力が妨げられたりすることについてはどうでしょう。さすがに国も、このような事実があること自体は否定することはできません。しかし、その代わりに国は、横田基地の米軍機の活動が「高い公共性」を有していること等から、原告らの被っている被害は社会性生活上耐え難い程度には達していないと主張しています。つまり、日本の安全を守るという米軍機の任務の重大さからすれば、原告らの被害は大したことはないとは主張しているも同然です。

3 原告の具体的な被害の訴え

この訴訟で、原告側は飛行騒音等によって日常生活に様々な被害が生じていること、しかもそれが毎日毎日繰り返される精神的苦痛は甚大なものであることを具体的に主張しています。原告の全ての世帯が陳述書を作成し裁判所に提出しました。また17人の原告の本人尋問を行い、直接裁判官に被害を訴えるなど、裁判所に原告の生の声で被害の事実を突きつけています。

また、この訴訟では睡眠妨害と健康被害の主張にも力を入れています。近年、WHO（世界保健機構）などの国際機関で、夜間の騒音と睡眠妨害との関連や、睡眠妨害が健康被害の重大な原因となるとの研究成果が発表され、夜間騒音による睡眠妨害健康被害を防止するためのガイドラインが示されています。睡眠妨害については、大きな音で起こされるというだけではなく、目を覚ますまでには至らなくとも、睡眠中の騒音で睡眠深度が浅くなることも睡眠の質を低下させる睡眠妨害であることも訴えています。さらに、騒音測定等の専門会社に依頼をして、横田基地周辺の夜間の飛行騒音データを精査し、その結果、多くの測定地点で、睡眠妨害を防ぐために示されたWHOのガイドラインを超える騒音が発生していることを明らかにしました。

沖縄県が行った健康影響調査や小松基地周辺での被害調査等、他の基地での調査結果なども活用し、基地周辺住民に深刻な被害が発生していることも示してきました。

このように、この訴訟では、原告の具体的な声に加え、新たな研究成果や調査なども活用しながら、横田基地周辺で、深刻な被害が発生していることを主張しています。

被害を殊更に小さく見せようとする国の主張は、これまでの最高裁の判決も無視するものですし、基地周辺住民の苦しみを全く理解しようとせず、被害を軽減する意思がないことを示していると言わざるを得ません。国の姿勢を改めさせ、横田基地周辺から騒音被害を抜本的に解消するためには、裁判所に原告の深刻な被害を認めさせることが必要です。これからも、様々な形で原告の被害を裁判所に伝えていくことが大切です。

環境省交渉に参加して

瑞穂支部 小暮 彰

昼の官庁街デモ行進の後、私は環境省交渉に臨んだ。交渉の冒頭、環境省の職員の挨拶があった。どうやら、4月に新規異動で任に就いたらしい。地裁の時も同様だが、後任は引き継ぎを書面で確認することから始めなくてはならない。今回も同様で、行政の戦術カヨ！と勘繰りたくなる。原告側の訴えは主に飛行回数と騒音との関係。又、騒音測定値の変更理由（W値からLdenに変わった）等だが、課長を初め所員からは、こちらが十分に納得できるような回答は得られなかつた。多分、所員もこの変更戸惑っているのだろう。回答書には、資料・知見はまだ十分ではないとの記載がある。しかしである。そもそも、W値でさえ生活に馴染みが薄いところに、聞いたこともないLdenを持ち込むこと自体、朝三暮四のような目くらまし感を否めない。これには、行政側の悪意さえ感じるが、対応に出ている所員も知見は不十分と答えるのがやっとの状況で、少し酷のような気がした。

しかし、所員たちが皆若い!! 質問に立った原告団の清水事務局長が「あなた方は知らないと思うが…」と述べた通り、ベトナム戦争当時



日比谷公園でデモ行進の出発を待つ参加者たち

の激しかった騒音が、我々世代には現実だったことが、彼等には歴史の1ページにしか過ぎないのだ。多分、今日はマニュアルに書いてある通りに原告団の訴えを聞く素振りをして、役人定型の「〇〇省として、できる限りの努力をする」と言って、終わったのだ。これで、訴えは届いたのだろうか…疑問が残った。

清水事務局長の真摯な訴えで、声が大きくなり、隣室から「もう少し声を落として!!」の注意が入った。これには、原告団も思わず失笑し、緊張した場が少し和んだ。今回私が参加して強く感じたことは、世代交代の現実である。原告団は皆相応の年齢になり、高齢化する一方で、行政側は、若者層になっている。今後、この訴訟を続けていくには、担い手の確保が課題だと、改めて考えさせられた次第。終わりに、統一行動の計画と実行、省庁交渉の詳細な資料作り等、事務局の方々の熱意と誠意に心から感謝したいと思います。

原告団事務局からお願い

◇◇転居したら事務所にご連絡ください◇◇

騒音被害地域の内外に転居した方、または世帯の中でお一人でも転居した方は、まずは事務局にご連絡ください。コンター外(騒音被害地域の外)へ転居しても、裁判最終時まで原告資格を有します。

◇◇団費納入にご協力ください◇◇

2017年度団費をまだ納めてない方は至急払込をお願いします。前期、後期の分納と1年分の納入は任意です。

振込用紙を紛失された方は、原告団事務局またはお近くの世話人にお申し出ください。

原告団活動日誌

- 6/16 岩国爆音訴訟控訴審第1回口頭弁論傍聴
- 6/16 原告団ニュース第36号発行、発送作業
- 6/18 公正判決要請署名活動@フレンドシップパーク
- 6/20 弁護団会議に出席
- 7/5 臨時幹事会
- 7/8 東京大気汚染公害裁判和解十周年の集いに出席
- 7/10 定例事務局会議
- 7/11 オスプレイ横田配備反対連絡会会議